

環 境 影 韻 評 価 書

— 東京臨海高速鉄道（新木場・東京テレポート間）建設事業 —

平成 3 年 11 月

東京臨海高速鉄道株式会社

第1章 総 括

1-1 事業者

氏名：東京臨海高速鉄道株式会社

代表取締役社長 岡本堯生

住所：東京都千代田区三崎町二丁目7番10号

1-2 対象事業の名称及び種類

名称：東京臨海高速鉄道（新木場・東京テレポート間）建設事業

種類：鉄道の新設

1-3 対象事業の内容の概略

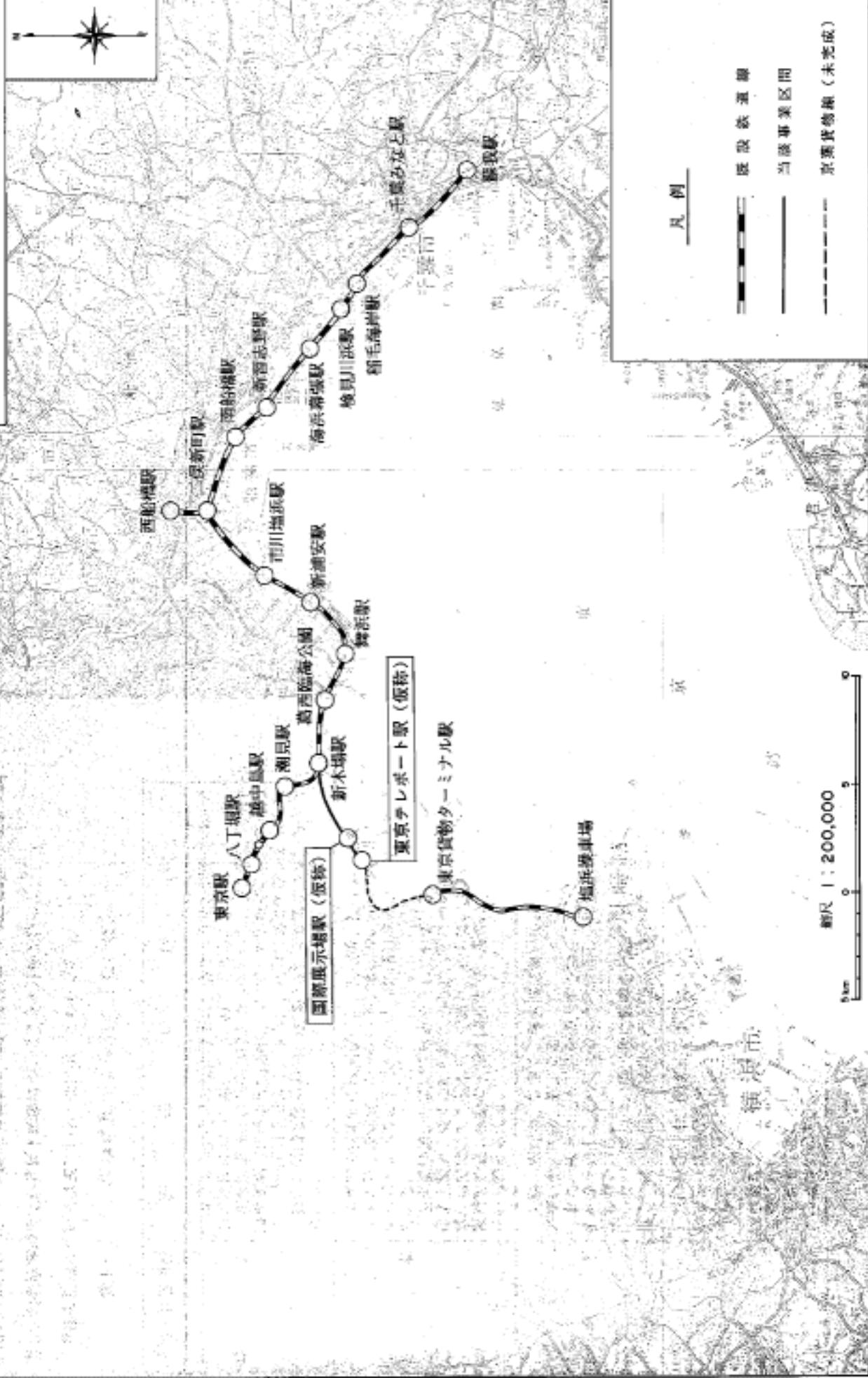
本事業は、東京臨海高速鉄道線として、新木場・東京テレポートまでの延長約4.9kmの鉄道建設事業である。この間には、国際展示場駅及び東京テレポート駅（いずれも仮称）の2駅を設置する。

事業計画の概要を表1-1に、全体基本計画図を図1-1に示す。

表1-1 事業計画の概要

区間	江東区新木場一丁目から江東区青海一丁目まで
延長	約4.9km（橋りょう及び高架橋区間2.5km、トンネル区間2.4km）
駅	駅：3駅〔新木場駅（既設駅との連絡）〕 〔国際展示場駅（仮称）〕 〔東京テレポート駅（仮称）〕
単・複線の別	複線
軌間	1,067mm
軌条	60kg/m
動力	電力（直流、1,500V架空式）
完成予定年度	平成7年度

図1-1 路線平面図



1-4 環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の状況と本事業の内容を考慮して予測・評価項目の選定を行い、現況を調査し、対象事業の実施が及ぼす影響について予測・評価を行った。

評価の結論については表1-2-(1)・(2)に示すとおりである。

表1-2-(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
騒音	<p>本事業の供用時の鉄道騒音は、橋りょう及び高架橋のいずれの区間においても、74ホン以下である。</p> <p>在来鉄道線には基準等は定められていないが、仮に「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」の環境基準に当てはめても同程度以下であり、さらに、必要に応じて防音対策を施し騒音の低減を図るので、通常の生活に影響は少ないものと考える。</p>
振動	<p>本事業の供用時の鉄道振動は、高架橋、複線開さく箱型トンネル及び単線並列シールドトンネルのいずれの区間においても55デシベル以下であり、人体に感じないと思われる程度である。</p> <p>在来線鉄道には基準等は定められていないが、仮に「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」の勧告基準に当てはめても基準以下であり、さらに、必要に応じて防振対策を施し振動の低減を図るので、通常の生活に影響は少ないものと考える。</p>
地盤沈下	<p>工事の施行中、弱さく工事区間においては、剛性や遮水性の高い土留工法で施工する。</p> <p>また、地下水低下工法を併用する開さく区間については、揚水量を最小限度に抑えるように計画し、さらに、入念な施工管理を行う。</p> <p>したがって周辺の施設物に影響を及ぼすような地下水位の低下に伴う地盤沈下はほとんど生じないと考える。</p>
地形・地質	<p>工事の施行中、弱さく工事区間においては、土地の安定性の変化（地盤の変形）及び地下水位の変化のほとんどない剛性や遮水性の高い土留工法で施工する。</p> <p>また、地下水低下工法を併用する開さく区間については、揚水量を最小限度に抑えるように計画し、さらに、入念な施工管理を行うので影響は少ないものと考える。</p> <p>工事完了後の地下構造物による周辺の地下水位の変化はほとんどないので、周辺の環境への影響はないものと考える。</p>

表1-2-(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
電波障害	<p>一部の地域について電波障害が発生すると予測されるが、同地域の既設受信アンテナは、本高架構造物と同程度以上の高さに設置されていることから影響は少ないものと考える。なお、テレビ受信への影響が認められた場合には、受信施設の改善等を行うので、影響は解消できるものと考える。</p>
景観	<p>本事業の橋りょうが出現することにより地域景観に変化が生じるが、当該地点は既に首都高速湾岸線が同程度の高さの空間に位置しているため、倉庫及び運輸流通施設等が立ち並んでいる都市景観に調和するものと考える。</p> <p>したがって、周辺の景観の変化への影響は、少ないものと考える。</p>

1-5 評価書案の修正の概略

評価書案に対する修正の概略は、表1-3に示すとおりである。

表1-3 修正の概略

修正箇所	修正事項	修正内容及び修正事項
第1章 総括	事業者の氏名及び住所	事業者の変更及び社屋移転のため、修正した。
第2章 対象事業の目的及び内容	工事計画	臨海副都心開発及び東京フロンティアの開催が延期されたため、建設工程を一部修正した。
第4章 予測・評価項目の選定	電波障害	知事の意見に基づき高架構造物の電波障害を予測・評価項目に選定した。
第5章 現況調査、予測・評価	地盤沈下 地形・地質 電波障害	知事の意見に基づき、予測・評価の記述を一部修正した。 知事の意見に基づき、予測・評価の記述を一部修正した。 知事の意見に基づき、高架構造物区間の電波障害の予測・評価を追加した。
第7章 環境保全のための措置	工事の完了後	知事の意見に基づき、保全の措置を追加した。